

人権労働・参加協働WG委員名簿

2018年2月13日現在

【委員】

河合 純一	組織委員会アスリート委員会副委員長 (独)日本スポーツ振興センター主任専門職
河合 弘樹	日本労働組合総連合会総合企画局企画局 部長
黒田 かをり	(一財)CSO ネットワーク 事務局長・理事
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
関 正雄	明治大学 経営学部 特任准教授 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 CSR 室 シニアアドバイザー
土井 香苗	ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表
パトリシア バダー・ジョンストン	シルバーバーチャソシエーツ株式会社 代表取締役社長 (CEO)
原 陽一郎	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 総合調整部 計画運営課長
加藤 いずみ	東京都総務局 人権部 企画課長

(敬称略)

【オブザーバー】

勝野 美江	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局 参事官
-------	---

(敬称略)

人権労働等の配慮にあたり組織委員会が管理し得る範囲及び具体的取組等

1. 対象範囲について

主体： 組織委員会(有給スタッフ、ボランティア)、コントラクター(各種の委託事業者)、都・国・関係自治体、IF、NOC・NPC、OF/PF等、アスリート、マーケティングパートナー、OBS・ライツホルダー、プレス、観客・イベント参加者、視聴者・社会一般、学校、NGO、サプライチェーン関係者※ 等

期間： 準備期間、開催期間、会場撤収期間

場所・場面： 競技会場内、オフィス、競技会場外 ・ 職務上、プライベート

※ サプライチェーン関係者に関わる事項は、調達WGで議論。

<用語説明>

IF(International Federation)：国際競技連盟 NOC(national Olympic Committee)：各国オリンピック委員会 NPC(National Paralympic Committee)：各国パラリンピック委員会 OF(Olympic family)：IOC会長・IOC委員など。 PF(Paralympic family)：IPC会長・理事など。 OBS(Olympic Broadcasting Services)：オリンピック放送機構。オリンピックのホスト放送局 ライツホルダー：オリンピックの放送権を有している放送事業者

2. 組織委員会が「直接管理する範囲」、「影響を及ぼす範囲」について

	直接管理する範囲	他の組織を通じて影響を及ぼす範囲	個々人に直接影響を及ぼす範囲
発生予防	組織委員会（有給スタッフ・ボランティア）、 コントラクター（各種の委託事業者）、 サプライチェーン関係者	都・国・関係自治体、IF、 NOC・NPC、OF/PF等、アスリート、マーケティングパートナー、OBS・ライツホルダー、 プレス、学校	観客、イベント参加者、視聴者、社会一般
発生後対応	組織委員会（有給スタッフ・ボランティア）、 コントラクター（各種の委託事業者）、 サプライチェーン関係者 <u>観客、イベント（組織委主催）参加者</u>	同上	<u>イベント（組織委以外が主催）参加者</u> 、 視聴者、社会一般

* 下線は、「発生予防」と「発生後対応」とで異なる対象範囲を示す。

3. 「直接管理し得る範囲」等における具体的取組について

	直接管理する範囲	他の組織を通じて影響を及ぼす範囲	個々人に直接影響を及ぼす範囲
発生予防に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般教育研修（着任者研修、D&I研修等） ・ 職務等に応じた教育研修（FA毎の研修、OJT） ・ 運営マニュアルへの配慮施策の組み込み ex) 会場アナウンスにおける配慮された表現 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の理解促進に向けた関係組織へのレクチャー ・ 左記と同様の取組の働きかけ（要請） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場運営や広報活動を通じた「呼びかけ」や「メッセージ発信」 * 取組効果を勘案し重点化
発生後対応に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態の速やかな把握 ・ 加害者への是正等の対応や被害者の保護等を主体的に実施。 ・ 状況変化の把握や悪影響の拡大防止 ・ 配慮体制の構築及び運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態の速やかな把握 ・ 関係組織に連絡し対応を依頼 * 依頼後の状況確認をどこまで行うかは、権限等の関係も含め検討が必要 ・ 状況変化の把握や悪影響の拡大防止 ・ 配慮体制の構築及び運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態の速やかな把握 ・ 加害者への是正等の対応や被害者の保護等を主体的に実施。 ・ 状況変化の把握や悪影響の拡大防止 ・ 配慮体制の構築及び運用

* 上記事項は、管理又は影響を及ぼしえる範囲において取り組むべき事項を記載しており、取組の質・量に一律的な差を設けるべきではなく、状況を踏まえた臨機応変な取組の実施が必要。

人権労働等分野の全体的方向性と大目標

1) 当分野の全体的方向性

人種や国籍、性別、性的指向、障がいの有無等による差別やハラスメント、さらにそれらに関わるヘイトスピーチ（憎悪表現）など人権を取り巻く問題は、世界的に解決に向けた様々な取組がなされているものの今なお現存する、一朝一夕には解決できない大きな課題である。

オリンピック・パラリンピック競技大会が、全世界の選手が集う世界最大規模のスポーツイベントであるからこそ、多様な人々が出会い、ともに多様性を認め合う、誰もが主役の開かれた大会とする必要がある。

このため、大会の準備運営のあらゆる分野においてダイバーシティ&インクルージョンの確保に努めるとともに、腐敗行為や反競争的な取引等に関与しない公正な事業慣行が確保された大会を目指す。

また、オリンピック憲章の理念の下に、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の理念を、当会が直接的に管理する範囲はもとより管理し得る範囲以外にも発展的に適用し、人種や肌の色、性別、性的指向、性自認、言語、宗教、政治、社会的身分、障がいの有無等による差別等がなく、児童労働や強制労働、過重労働を含めそれら課題について、間接的にも助長せず、助長していない場合であっても人権への負の影響を防止又は軽減するように努める大会を目指す。

2) 大目標（ゴール）

多様性の祝祭
Celebrating diversity

～誰もが主役の開かれた大会～
～most inclusive games ever～

参加協働分野の全体的方向性と大目標

1) 当分野の全体的方向性

持続可能性に配慮した大会の実現には、大会関係者の努力だけでなく、ボランティアや観客といった一般の方々の参加や協力が必要であることから、ボランティアの研修や様々な主体との交流を通じて参加・協働による対策を推進する必要がある。

SDGs においても、ゴール 17「パートナーシップ」が掲げられており、誰もが主役の開かれた大会を多くの方々の参加協働により創りあげていくことを施策全体の大目標とし各種取組を推進する。

2) 大目標（ゴール）

パートナーシップによる大会づくり
United in partnership

～誰もが主役の開かれた大会～
～Most inclusive games ever～



資料 5

Tokyo 2020
東京 2020 オリンピック・
パラリンピック競技大会
持続可能性に配慮した運営計画 第二版（案）
（人権労働・参加協働部分 抜粋）

2018 年 3 月 27 日

まえがき (Preface)

持続可能性に配慮した運営計画

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した運営計画」（以下「運営計画」という。）は、

- オリンピック・アジェンダ 2020 に示された、オリンピック競技大会のすべての側面とオリンピック・ムーブメントの日常的な業務で持続可能性とレガシーを重視する考え方を尊重し、
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）における持続可能性への配慮を最大化し、大会開催が持続可能な開発に貢献するようにするため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が策定する。

運営計画は、

- 組織委員会が東京 2020 大会開催と持続可能な開発（持続可能性）とのかかわりについてどのように認識し、大会開催を通じて持続可能な開発目標 (SDGs) にどのように貢献しようとしているかを示すものであり、
- 組織委員会やデリバリーパートナー[※]など大会関係者が持続可能性に配慮した大会の計画・運営を行うための方針、目標、施策を示すものであり、
- 東京 2020 大会に関心を持つ様々な人が大会関係者などとコミュニケーションをとるために、東京 2020 大会の持続可能性に配慮した計画・運営に関する情報を入手するものであり、
- 今後のオリンピック・パラリンピック競技大会の関係者が持続可能性に配慮した競技大会の計画・運営を行うためのラーニング・レガシーとなるものであり、さらに、
- 日本、世界の人々が持続可能な開発への取組を行うにあたり、参照され活用されることを意図する。

[※]計画策定や大会開催に向けて、財政その他の支援を行う、政府や地方自治体、民間機関

運営計画の策定プロセス

運営計画の策定は、学識経験者や NGO 等の有識者からなる委員会による検討やパブリックコメント及び NGO・NPO 主催の会議などからの意見を参照し、行われている。東京 2020 大会開催に関わる様々な取組や計画の検討は発展を続けており、最新の検討状況を概ね 1 年に一度とりまとめてきた。

これまでに、以下の関連文書を策定し、公開した。

- 「持続可能性に配慮した運営計画フレームワーク」（2016 年 1 月）
 - 東京 2020 大会運営における持続可能性の基本的な考え方や目指すべき方向等を示し、
 - これに基づいて計画の具体的な内容を検討していくための道筋や論点を示した。
- 「持続可能性に配慮した運営計画第一版」（2017 年 1 月）
 - 持続可能性の概念の重要性や東京 2020 大会ビジョンとの関係性、また、東京 2020 大会が目指すべき方向性や計画の位置づけについて記載し、
 - 東京 2020 大会が取り組む持続可能性に関する 5 つの主要テーマを示した。
 - 主要テーマごとに、それら対策が必要となる背景、理念・戦略・目標、施策の具体的な方向性についてとりまとめた。

社会における持続可能性に関する理解や課題は変化し続けている。これらの状況の変化への対応も含め、第一版で示した主要テーマごとの目標の設定やその目標達成に向けた施策の具体化の検討を行ってきた。

運営計画第二版

運営計画第二版（2018年6月策定予定）は、最新版の運営計画である。

第二版には、第一版では記載しえなかった

- 持続可能性に配慮した競技大会を目指す意義として SDGs への貢献を明確化し、
- 運営計画の実施及びモニタリングの体制などを明確化し、
- 主要テーマごとの具体的な目標とそれに向けた施策について記載している。

運営計画第二版は、次の4つの内容で構成される。

- 東京2020大会が、持続可能な開発（持続可能性）についてどのように認識し、どのように貢献しようとしているかを示すパート（序章、1章）。
- 主要テーマに関して具体的にどのように行動しようとしているかの大目標（Goal）、目標（Target）、指標（Indicator）を示すパート（2章）。
- それら目標に向けた各実施主体の取組やその進捗状況を示すパート（3章）。
- 組織委員会等による大会運営に関する持続可能性に配慮した業務遂行のマネジメントの仕組み（ISO20121規格に則した持続可能性マネジメントシステムを含む）を示すパート（4章）。

持続可能性報告書（Sustainability Report）

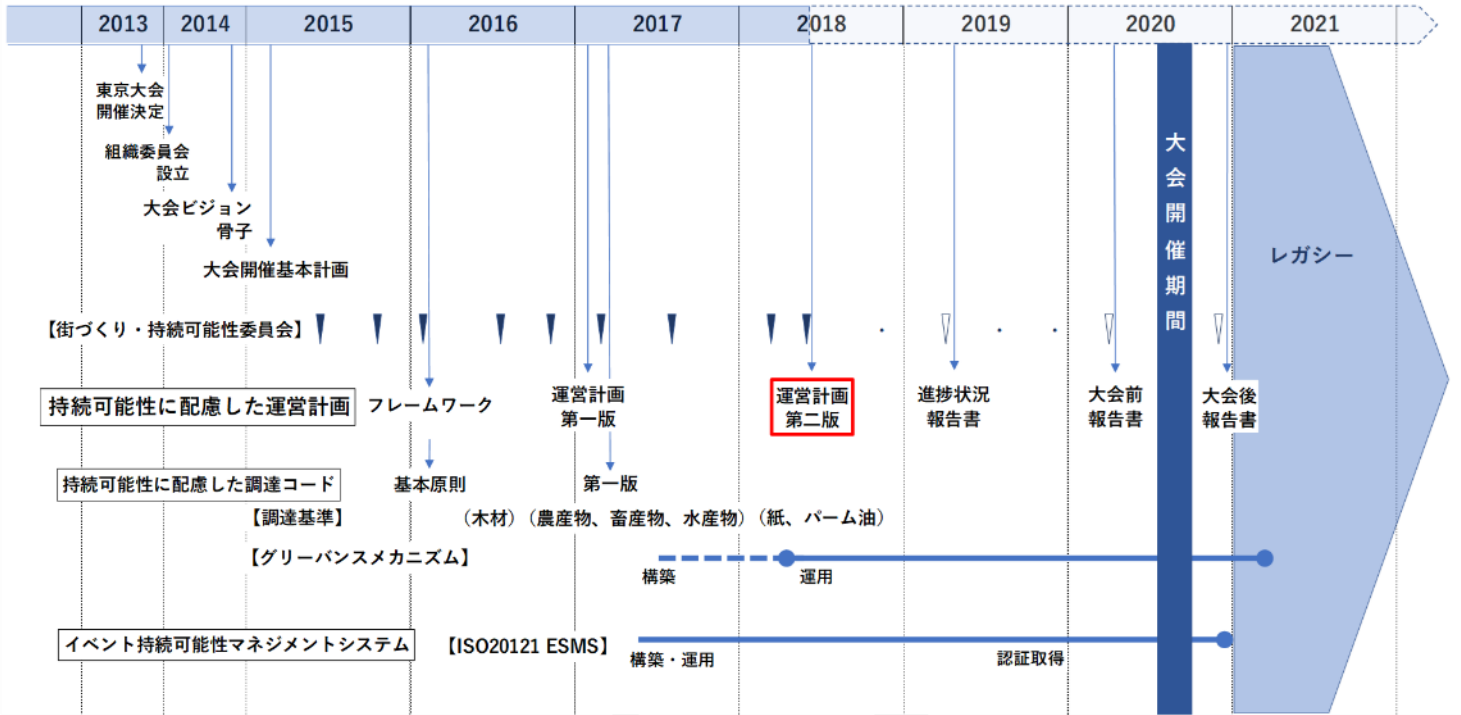
組織委員会は、東京2020大会の持続可能性に配慮した計画・運営について、持続可能性報告書を3回とりまとめ、公表する。大会開催前年の2019年春に進捗状況報告書を、大会開催の前後となる2020年春、冬にそれぞれ大会前報告書、及び大会後報告書を取りまとめる。

運営計画第二版の策定後も大会開催に関わる取組や計画の検討は進展する。運営計画第二版策定後に生じる計画の追加・変更などはこれらの報告書に順次盛り込み、大会開催前にまとめられる2回の報告書では、実際に実施しようとする持続可能性に配慮した大会運営のより最新の内容を示す。

報告書では、その段階での検討や実施の結果とともに、それに至る過程で得られた経験、知見、課題についても適切に記載する予定である。それは、東京2020大会の後のラーニング・レガシーとするためである。

報告書は、有識者からなる委員会等の意見を得ながら、東京2020大会開催が持続可能な開発に与えるインパクトを効果的に報告できるよう、国連グローバル・コンパクトにおける定期活動報告に求められる要件、及びGRIスタンダードにおける共通・個別スタンダードの開示項目を参考にしてとりまとめる。

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した運営計画」策定のタイムライン



DRAFT

目 次

序章	6
1. 基本的な考え方	8
1.1 基本理念	
1.2 持続可能性の主要テーマ	
1.3 関係組織	
1.4 運営計画の適用範囲	
1.5 持続可能な発展の統治原則	
1.6 マネジメントの仕組み、ツール	
2. 主要テーマごとの施策概要（目標とその達成に向けた施策）	
2.1 気候変動	15
2.2 資源管理	32
2.3 大気・水・緑・生物多様性等	43
2.4 人権・労働、公正な事業慣行等への配慮	56
2.5 参加・協働、情報発信（エンゲージメント）	61
3. 実施主体別の行動計画・進捗状況（アクションプラン・プログレスレポート）	
3.1 実施主体（FA）別の取組	68
3.2 会場整備関係の取組	79
4. 本計画の実現に向けたマネジメント及びツール	
4.1 ISO20121 規格に則した持続可能性マネジメントシステム	108
4.2 モニタリングの適切な実施	
4.3 様々な主体による検討及び進捗管理	
4.4 「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用	
4.5 環境アセスメントの実施	
Appendix 持続可能性に配慮した運営方針	115
スポンサー持続可能性ネットワーク参画企業の取組	117

序章 (Introduction)

東京 2020 大会は、1964 年大会開催後 56 年を経て東京を再び開催都市として開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会となる。この間、東京、日本、世界の状況は大きく変化し、大会開催の意義は変化した。

1964 年東京大会は、東京・日本の発展のための大会開催だった。一方、2020 年東京大会は、成熟を遂げた東京が更に機能的で魅力的な大都市へと変革を遂げるための優れた契機となり、開催都市東京が 21 世紀にふさわしい持続可能な大都市のモデルとして更なる成熟を目指す姿を世界に示す大会開催となるだろう。さらに、人類が希求する 21 世紀の持続可能な社会を日本がどのように考え、持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けてどのように行動しているかを示し、課題解決先進国として 21 世紀の持続可能な社会への世界の取り組みを先導する意思と能力を示す大会開催とする必要がある。

1959 年に、アジア初の開催となる 1964 年オリンピック東京大会の開催が決定された当時、東京は、高度成長のただ中にあり人口は 935 万人へと激増していた。急激な経済成長と人口増に伴う都市問題が発生し、例えば、急増する自動車により道路交通状況は悪化し、通勤時の交通機関は混雑を極めた。また、良質な飲料水の安定供給や廃棄物処理の需要が拡大していた。

そこで、大会開催に直接必要な競技会場などの準備事業に加え、大会の円滑な運営を期するための各種関連事業並びに成長する国際都市・国家に必要な社会インフラ整備事業が進められた。例えば、街路整備、上下水道の普及、プラスチック製ごみ容器を用いたごみの定時収集の実施などが進められ、また、整備が加速された首都高速道路、東海道新幹線などは、その後の日本の経済成長の基盤として重要なレガシーとなった。

また、1964 年パラリンピック東京大会の開催を契機に、わが国の身体障がい者スポーツの普及・振興を図る統括組織が設立され、JPSA/JPC に発展した。全国障害者スポーツ大会が現在まで 50 年以上、全国規模で開催されている。

このように、1964 年の東京大会開催を契機として、あるいは時を同じくして取り組まれた様々なプロジェクトは、レガシーとしてその後も様々に展開され進化し、東京、日本が豊かさや長寿を手にした現代の姿へと成長する基礎となった。

近年において、東京都は、東京を 21 世紀にふさわしい都市へと更に進化させるため、中長期的な都市戦略の実現に向けた取組を推進している。例えば、既に高度に発達している道路網の更なる充実や、低炭素で効率的な自立・分散型エネルギー社会の創出、さらに、水と緑を次世代に受け継いでいく取組として、人々の協働により湾岸の埋め立て地が 88ha に及ぶ森に生まれ変わった「海の森」や 100 万本の街路樹等による「グリーン・ロード・ネットワーク」が挙げられよう。また、ユニバーサルデザインの街づくりを推進させるため、ノンステップバスの導入や、駅や公共施設、病院等を結ぶ道路のバリアフリー化を 2020 年までに完了させることを目指している。

街中や企業などの日常の生活の場においても、すべての人の社会的包摂に向け、様々な取り組みが展開されてきている。

しかし、地球社会全体に目を向ければ、資源の大量採取・利用と製品の大量廃棄を伴った 20 世紀の成長のあり方は、その恩恵を享受できた国や人々に物質的豊かさをもたらした一方で、地球温暖化や生態系の破壊・生物多様性の喪失に代表される、人類の生存基盤を脅かす地球環境の持続可能性に関する問題をもたらした。格差の存在など様々な課題の中で、多様な背景を有する人々の間での不寛容や軋轢も増している。また、すべての人の自由な社会参加の保障における課題は未だ多い。これらの課題は、世界の都市・地域・国がこれからも直面していく課題である。

2050 年には 100 億人に近い人口となるとされる地球社会。長寿化、都市化並びに物質的な飽和が進む中で、今以上に社会の仕組みと人間が地球環境と調和しながら共生する社会を実現させなければならない。これまでの社会の成長のあり方を超える、新たな持続可能な社会の成長、発展のしかたへの変革が必要とされている。

国際社会はその明確な認識に基づき、確固たる意志をもって行動を始めている。各重要領域において、気候変動に関するパリ協定、生物多様性に関する愛知目標、また、国連ビジネスと人権に関する指導原則などが世界で共有された。

そして、今や世界は、持続可能な開発目標（SDGs）を共通の目標とするに至った。

高度経済成長期に発生した公害を克服し成熟社会となった東京・日本には、高度な市民生活・経済活動と自然との共生を図る経験、知見、技術、政策がある。課題解決先進都市・国として果たすべき役割がある。

2020 年、日本・東京は、課題解決先進国・都市として、SDGs の課題解決にいかに取り組み、さらなる発展を遂げようとしているか、そうした姿を世界に示そう。東京 2020 大会を通じ、気候変動、資源管理、大気・水・緑・生物多様性等、人権・労働・公正な事業慣行等、参加・協働・情報発信の主要テーマに取り組み、現代社会における課題に対する解決モデルを世界に示していこう。

東京 2020 大会開催の範囲で実行できること、あるいは、2020 年までに実現できることは限られるが、さらに先の長期的な目標達成への確実なスタートを切る年として 2020 年を位置づけ、課題解決を加速していくことが必要だ。それが東京、日本、世界の未来にとっての重要なレガシーとなる。

1. 基本的な考え方

1.1 基本理念

東京 2020 大会ビジョン

「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」を基本コンセプトとし、史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな変革をもたらす大会とする。

東京 2020 大会：
人類が希求する持続可能な社会のモデルを示す、
サステナビリティの課題に統合的に取り組むオリンピック・パラリンピック競技大会

オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界最大規模のスポーツイベントである[※]。スポーツには世界を変える力があり、大会開催は世界規模での影響を及ぼすことができる。

今、世界は持続可能な開発という共通の目的に向け、様々な主体が連携しながら、これまでの社会経済活動のありようを抜本的に変革しようとしている。オリンピック・パラリンピックはその挑戦を世界と共有している。IOC は、2014 年 12 月にオリンピック・アジェンダ 2020 で、「オリンピック競技大会のすべての側面とオリンピック・ムーブメントの日常的な業務に持続可能性を組み込む」ことを示し、これを受けて 2016 年 12 月に IOC Sustainability Strategy を策定した（最新改訂 2017 年 10 月）。

東京 2020 大会を開催する日本・東京はその役割を責任ある態度で果たす。東京 2020 大会は、人類が希求する 21 世紀の持続可能な開発の環境・社会・経済の側面に日本・東京が統合的に取り組む姿を世界に示し、国連の 2030 アジェンダの実現に貢献する。東京 2020 大会のビジョンが、東京 2020 大会のレガシーとしてパリ大会、ロサンゼルス大会などの将来のオリンピック・パラリンピック競技大会やメガスポートイベントに、さらに広く日本・世界に継承され、多様に発展されることを目指す。

※ <この部分、仮置き> 東京 2020 大会では、〇〇日間にわたり 33 競技（オリンピック競技大会）、22 競技（パラリンピック競技大会）が約 40 ヲ所の競技会場で開催される予定であり、その模様は世界中に放映される。競技に参加する選手や世界中の国や地域から観戦に訪れる観客はもちろんのこと、大会の運営を担う関係者、競技を支える国際競技連盟（IF）や放送・報道機関を含めたメディアなど東京 2020 大会に携わる多くの関係者が参加する。例えば、運営に携わる組織委員会の職員やボランティア等は約 11 万人以上、選手・競技役員等は約 2 万 6 千人、観客は約 1,000 万人以上と想定されている。

持続可能性に向けたオリンピックムーブメントの展開

	関連する主な オリンピック 競技大会	オリンピックムーブメント関連	持続可能性に向けた世界の動き
1992	アルベールビル (冬季)	アルベールビル1992：自然環境破壊への批判	リオ地球サミット
1994	リレハンメル (冬季)	リレハンメル1994：初のグリーンオリンピック IOC100周年会議：環境を第3の柱に（スポーツ、文化に加え）	
1996		オリンピック憲章改正：「環境」「持続可能性」を基本理念に組み込み	
1999		オリンピックムーブメント・アジェンダ21： スポーツ界の環境保全の基礎概念と実践活動を規定	
2000	シドニー（夏季）	シドニー2000：「グリーンオリンピック」が中心的コンセプト	
2005		ロンドン2012招致決定	
2010			国連生物多様性条約 愛知目標
2011			国連 ビジネスと人権に関する指導原則
2012	ロンドン(夏季)	ロンドン2012：初の持続可能性オリンピック	国連持続可能な開発会議（リオ+20）
2013		東京2020招致決定	
2014		オリンピック・アジェンダ2020： オリンピック競技大会のすべての側面とオリンピックムーブメントの 日常的な業務に持続可能性を組み込み	
2015			国連 持続可能な開発目標（SDGs） パリ協定
2016	リヂングネン (夏季)	IOC Sustainability Strategy： 持続可能性をオリンピックムーブメントにおける行動原則(a working principle)に位置付け	
2017		パリ2024、ロサンゼルス2028招致決定。IOC Sustainability Strategy改定	
2020	東京（夏季）	東京2020：人類が希求する持続可能な社会のモデルを示す大会	愛知目標の目標年、パリ協定の開始
2024	パリ（夏季）		
2028	ロサンゼルス（夏季）		
2030			SDGsの目標年

ここに、以下についての概要説明文章を追記予定。

- ・ 2030 アジェンダの目指すもの
- ・ 2030 アジェンダは、オリンピック・ムーブメント、パラリンピック・ムーブメントと理念を共有していること
- ・ スポーツの役割（2030 アジェンダ 37 節）

1.2 持続可能性の主要テーマ

東京2020大会は、SDGsを含む世界的な議論の潮流や有識者等との議論を踏まえ、持続可能性の主要テーマとして、「気候変動」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働、公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」の5つを掲げている。

それら主要テーマごとに、大目標※1・目標※2・施策を定め、その詳細は、2章に示す。

※1 テーマ全体にわたる大目標（ゴール）や全体的方向性

※2 大目標を受けた個別目標。目標に向けた進捗状況を測る指標（可能な場合には、数値目標、目標数値）を含む。

東京2020大会の持続可能性の5主要テーマとSDGsとの関わり



SDGs	東京2020大会の持続可能性の主要テーマ				
	気候変動	資源管理	大気・水・緑・生物多様性等	人権・労働・公正な事業慣行等への配慮	参加・協働、情報発信
SDG 1（貧困）					
SDG 2（飢餓）					
SDG 3（健康、福祉）					
SDG 4（教育）					
SDG 5（ジェンダー）					
SDG 6（水）					
SDG 7（エネルギー）					
SDG 8（経済成長、雇用）					
SDG 9（産業、技術革新）					
SDG 10（不平等）					
SDG 11（都市、居住）					
SDG 12（生産と消費）					
SDG 13（気候変動）					
SDG 14（海洋）					
SDG 15（陸域）					
SDG 16（平和、包摂、公正）					
SDG 17（パートナーシップ）					

直接的関わりの強さ



各主要テーマ並びに各SDGは相互関連しており、東京2020大会は、持続可能な開発／SDGs全体への貢献を意図している。

この表は、東京2020大会の持続可能性の各主要テーマにおいて重要と考えられる課題等と各SDG／ターゲットとの直接的関わりの強さを評価した概観を示している。組織委員会による見方の一例示であり、社会で確立された見方を示すものではない。

なお、主要テーマの選定に当たっては、以下の要素を踏まえ検討してきたところである。

まず、持続可能な開発を確保・推進するためには、相互に関連している環境、社会、経済という3つの側面に統合的に取り組むことが欠かせない。この点、3要素の中でも最も基盤と言える「環境」の領域については、東京2020大会による環境への影響と社会的要請を考慮し、「気候変動」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」の3つのテーマに集約し掲げた。気候変動分野については、パリ協定に象徴されるように人類、地球生命にとって顕在化した喫緊の共通課題として世界で合意されているテーマであり、東京2020大会においても、それらの世界情勢を踏まえた脱炭素化に向けた取組を行う。また、資源管理分野については、2カ月という短い大会期間の中で多量の物品資材を調達・使用することから、先の伊勢志摩サミットで支持するとされた「富山物質循環フレームワーク」等の考え方を踏まえ、天然資源の消費を抑制する等、資源効率性と3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を強く意識した取組の実践を行う。さらに、人類、地球生命の営みの基盤環境としての自然環境と生態系、生活環境の確保とさらなる発展が必要なことから、「大気・水・緑・生物多様性等」をテーマとして挙げ必要な取組を行う。特にこれらのテーマにおける取組の実践を通じて、課題解決先進都市・国として、東京・日本は経験、知見、技術、政策に裏打ちされた大きな貢献を示すことになるだろう。

また、社会・経済の領域に関しては、「人権・労働、公正な事業慣行等への配慮」のテーマを掲げた。現代社会において急速に重要さの認識が増しているテーマである。オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、ダイバーシティ&インクルージョンの進歩のための大きな機会であり、大量の物品、サービスの調達行為を通じたサプライチェーンへの影響は大きい。東京2020大会を契機に、進歩に向けた意味ある足跡を残したい。

5つ目の主要テーマとして、「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」を掲げた。前述の4つのテーマを効果的にかつ適切に実施し、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を成功へと導くためには、様々な主体の間のパートナーシップが必要である。他の持続可能性の取組のあらゆる側面で共通に必要なことであり、それら取組を東京2020大会の持続可能性への取組のすべてに導入する。

なお、東京2020大会の準備運営にあたって多くの物品・サービス等の調達が行われる。調達活動は直接的なサプライヤー及びライセンシーのほか、それらのサプライチェーンに対しても影響を及ぼすものである。調達・サプライチェーン管理は、東京2020大会における持続可能性に配慮した取組の重要な事項である。東京2020大会の持続可能性の各主要テーマの取組や目標には、調達・サプライチェーン管理に関するものも含まれてくる。

以上の各テーマ、取組は相互に関連しており独立したものではない。東京2020大会の持続可能性に配慮した取組は、これらの総体として成り立つ。東京2020大会の準備・開催期間で実現されることには限りがあるが、大会開催を通じ日本・東京が示す持続可能な社会づくりへの課題解決に取り組んだ成果、人々の知見やノウハウをレガシーとして大会後に受け継ぐ。東京2020大会ビジョンと基本理念が、世界の人々により大会のレガシーとして多様に発展されていくことを目指す。

1.3 関係組織

1.4 運営計画の適用範囲

1.5 持続可能な発展の統治原則

1.6 マネジメントの仕組み、ツール

2. 主要テーマごとの施策概要（目標とその達成に向けた施策）

2.1 気候変動

2.2 資源管理 ～資源を一切ムダにしない

2.3 大気・水・緑・生物多様性等

DRAFT

2.4 人権・労働、公正な事業慣行等への配慮

オリンピック憲章では、オリンピズムの根本原則第4項及び第6項において、スポーツをすることは人権の1つであるとし、オリンピック憲章の定める権利及び自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならないとされている。

オリンピックアジェンダ2020においても、この根本原則第6項に関する事項と、環境と労働に関する事項を開催都市契約の条項に盛り込むこととされ、2024年のパリ大会から、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」という）の遵守が開催都市契約に盛り込まれることとなった。2015年のエルマウ・サミットにおいても、この指導原則を強く支持し、国別行動計画を策定する努力を歓迎するとされており、現在、我が国においても、同計画の策定作業が進められているところである。

また、IPCは、パラリンピックムーブメント、すなわちパラリンピックスポーツを通して発信される価値やその意義を通して世の中の人に気づきを与え、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとする活動の推進を通して、多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し活躍できるインクルーシブな社会を創出することを究極のゴールとしている。2015年に採択されたSDGsにおいても、目標4「教育」や目標5「ジェンダー」など10の分野において、人権問題への取組等を幅広く位置づけられたところでもあり、こうした考え方を参考にした人権保護等の取組が多くの企業や団体において広く進められている。

しかしながら、人種や国籍、性別、性的指向、障がいの有無等による差別やハラスメント、さらにそれらに関わるヘイトスピーチ（憎悪表現）など人権を取り巻く問題は、我が国を含め先進国、発展途上国を問わず今なお存在する。世界的に解決に向けた様々な取組がなされているものの一朝一夕には解決できない大きな課題である。資源採取や製品の生産などの労働面においても、児童労働や強制労働は今もなお世界各地で問題となっており、国内においても過重労働やワーキングプアといった課題が指摘されている。さらに、贈収賄や各種製品の偽装といった不正に対し、公正な事業慣行の確保が求められている。

こうした状況を踏まえ、2015年2月に発表した「大会開催基本計画」の大会ビジョンにおいて、「基本コンセプト」の一つとして「多様性と調和」を掲げ、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂）の観点を重視して準備・運営を推進することとしているところである。オリンピック・パラリンピック競技大会が、全世界の選手が集う世界最大規模のスポーツイベントであるからこそ、多様な人々が出会い、ともに多様性を認め合う、誰もが主役の開かれた大会とする必要があり、東京2020大会において、世界に先駆けて、指導原則を踏まえ多様性を尊重した大会の準備運営を行う意義は極めて大きい。

このため、東京2020大会では、大会の準備運営のあらゆる分野においてダイバーシティ&インクルージョン（以下「D&I」という。）の確保に努めるとともに、腐敗行為や反競争的な取引等に関与しない公正な事業慣行が確保された大会を目指す。

また、オリンピック憲章の理念の下に、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の理念に則り、大会が直接的に管理する範囲はもとより、それ以外についても、他の組織を通じて影響を及ぼしえる範囲や個人に直接影響を及ぼす範囲についても発展的に適用し、人種や肌の色、性別、性的指向、性自認、言語、宗教、政治、社会的身分、障がいの有無等による差別等がなく、児童労働や強制労働、過重労働を含めそれら課題について、間接的にも助長せず、助長していない場合であっても人権への負の影響を防止又は軽

減する大会となるように努めるとともに、大会レガシーとして、多様性とインクルージョンの文化を日本社会に根付かせることを目指すこととする。

具体的には、誰もが主役の開かれた大会づくり「多様性の祝祭」を施策全体の大目標としつつ、人権労働等を尊重した各種取組、問題発生時の対処ごとに必要な取組を各主体と連携し実施する。

なお、指導原則は、人権デューデリジェンスを含め、取引関係にあるなど直接関係を有する負の影響を対象としているが、大会では、国、都、関係自治体、国際競技連盟、各国のオリンピック委員会、パラリンピック委員会、オリンピック放送機などの権利主体の異なる組織と連携して大会の準備運営を行うことから、大会が全体として人権等を尊重したものとなるよう、他の組織への働きかけなどの取組を講じることとする。

<人権・労働・公正な事業慣行等への配慮における大目標>

多様性の祝祭 ～誰もが主役の開かれた大会～
Celebrating Diversity ～The Most Inclusive Games Ever～

2.4.1 大目標に向けた個別目標

誰もが主役の開かれた大会、「多様性の祝祭」の実現に向けて、人権労働等を尊重した取組、問題発生時の対処ごとに個別目標を設定し、具体的な施策を進めていく。

(1) 人権労働等を尊重した取組

1) 大会に関わる全ての人々に対する人権を尊重した取組の実践

- 目標 1：職員への D&I 意識の浸透、研修の機会提供
- 目標 2：ステークホルダー（パートナー）との連携
- 目標 3：アクセシビリティの確保（指針の策定及び実施）
- 目標 4：大会施設・運営時における取組の推進

2) 労働への適正な配慮の実践

- 目標 5：多様な人材の確保
- 目標 6：柔軟かつ多様な働き方の実践・確保
- 目標 7：職場環境の適切な整備
- 目標 8：研修の適切な実施

3) 公正な事業慣行等の配慮方策の実践

- 目標 9：公正な事業慣行に配慮した調達確保

4) 調達時における配慮方策の実践

- 目標 10：調達コードの策定及び運用の適切な実施

(2) 問題発生時の対処

- 目標 11：人権等の配慮に当たっての連絡体制の整備及び状況の適切な把握
- 目標 12：直接管理する範囲*¹は、加害者への是正等の対応や被害者の保護等を主体的に実施。
- 目標 13：「持続可能に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口の整備・運用の適切な実施
- 目標 14：他の組織を通じて影響を及ぼす範囲*²は、関係組織への迅速な連絡や対応の依頼等の措置を

実施

2.4.2 目標達成に向けた施策

(1) 人権労働等を尊重した取組

1) 大会に関わる全ての人々に対する人権を尊重した取組の実践

ア. 職員へのD&I意識の浸透、研修の機会提供

- ・「D&Iとは何か」「なぜ取り組まなくてはいけないのか」等、その考え方や重要性を知り、D&Iを意識する機会を増やすことで、東京2020大会においてD&Iの浸透を図る。
- ・また、大会に関わる人がお互いを尊重し、それぞれが最大限力を発揮できる環境を整備する。そのために、東京2020大会では多様な人材が活躍していることを認識し、その様々な違い、お互いの違いを知り、理解し合うための機会（研修等）を設ける。

<具体的施策>

D&I戦略の策定・展開

幹部からのメッセージ発信、職員によるD&I宣言、外部有識者による講演

D&Iハンドブックの作成・展開

研修の実施（障がい者平等研修、LGBT研修、接遇サポート研修、語学研修等）

イ. ステークホルダー（パートナー）との連携

- ・各パートナー等との相互情報共有を進め、東京大会に関与する全ての組織での取り組みを促進する。
- ・東京2020組織委員会と各ステークホルダー共同での取り組みを推進する。
- ・HP等を活用し、東京2020組織委員会、東京都、パートナーの取り組みに関する情報発信を行う。

ウ. アクセシビリティの確保（指針の策定及び実施）

- ・東京2020大会のアクセシビリティに関する指針として2017年3月に策定・公表した「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を基に、大会会場等の施設整備や刊行物とコミュニケーションの情報保障、大会スタッフ・ボランティアをはじめとした関係者のトレーニング等を推進する。
- ・これにより、すべての人々に等しく大会へのアクセスの機会を確保すべく環境整備を図ることで、障がいの有無に関わらず、すべての人々が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会に貢献することを目指す。
- ・具体的には、ガイドラインを
 - ①大会のすべての会場のうち、アクセシビリティに配慮が必要な「ステークホルダー」の活動エリア及び動線として組織委員会が選定するエリア
 - ②大会のすべての会場へのアクセスルートとなる経路のうち、アクセシビリティに配慮が必要な観客の動線として組織委員会が選定するエリア（「アクセシブルルート」）に適用する。
- ・組織委員会は、適用対象施設の所有者・管理者等に対し、それぞれの計画に基づきガイドラインに即した施設建設・改修工事を実施するよう依頼し、まずはレガシーとなる恒常的な施設としての環境整備を働きかける。ただし、恒常的な環境整備が困難な場合、仮設による整備、ソフト的対応（専用車等による移動支援、ボランティアによるサポート等）により、ガイドラインを踏まえたサービス水準を確保する。

エ. 大会施設・運営時における取組の推進

- ・新国立競技場や都新規恒久会場は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）」、「東京都福祉の

まちづくり条例」及び「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に適合した施設計画としている。

- ・具体的には、新国立競技場では、全ての車いす席へのエレベーターでのアクセスを可能とし、同伴者席と車いす席が隣り合う座席を計画するとともに、大型のエレベーター、多目的トイレの導入や、サイネージなど、施設上の配慮を行う。
- ・また、大会施設では、選手に対し、宗教的・文化的に配慮した料理を提供する（例：ハラールメニュー、ベジタリアンメニューなど）とともに、選手が礼拝できるスペースを設ける（キリスト教、ユダヤ教、イスラム教、仏教、ヒンズー教）。
- ・大会運営計画に D&I を反映した取り組みについて記載するとともに、各機能部署による着実な実践に向け、WG 等の枠組みを通じてフォローしていく。
- ・すべての参加選手、大会運営スタッフ、ボランティア、観客など大会にかかわるすべての人が、人種や肌の色、性別、性的指向、性自認、言語、宗教、政治、社会的身分、障がいの有無等による差別やハラスメントなどを経験せず、インクルードされたと感じられる環境で大会が実行されるよう取り組む。
- ・大会にかかわる、報道の自由、表現・集会の自由を尊重する。

オ. その他取組

- ・国等は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する調達を進め、その他の関係者においても同様の取組の推進に努める。

2) 労働への適正な配慮の実践

スタッフが安心して働ける労働環境、ボランティアが安心して参加できる活動環境の提供に努める。

具体的には、以下のような取組を推進する。

ア. 差別・ハラスメントを排除し、多様な人材が活躍できる職場とする

人種や肌の色、性別、性的指向、性自認、言語、宗教、政治、社会的身分、障がいの有無等による差別やハラスメントがなく、多様な人材がインクルードされたと感じられる職場環境を作る。

イ. 柔軟かつ多様な働き方の実践・確保

一人ひとりの仕事や生活の状況に応じた多様で柔軟な働き方の実現に向けて、時差勤務の推進や超過勤務の縮減等に取り組んでいるが、今後テレワークやフレックス等、さらなる制度の充実に努める。

ウ. 職場環境の適切な整備

職員の心身の健康やワークライフバランスの確保に向け、超過勤務の縮減に向けた諸施策を推進するとともに、相談窓口の周知や活用の促進を図る。

また、組織委員会スタッフが安心して働ける労働環境、大会ボランティアが安心して参加できる活動環境の確保の観点で、法令等に則った配慮を行う。

エ. 研修の適切な実施

労働法規に即した適切な職場マネジメントが確保されるよう、各種研修等を通じて管理職にも周知徹底する。

3) 公正な事業慣行等への配慮方策

・公正な事業慣行に配慮した調達確保

大会の準備・運営にあたって、不公正な取引は絶対に許されない行為である。組織委員会は、「公正な事業慣行」の確保に向けて、組織委員会職員や大会ボランティア、その他関連事業の従事者等に対して持続可能性に関する研修を実施する際に、「公正な事業慣行」を重要テーマの一つと位置付けて実施する。

なお、組織委員会が調達する物品・サービス等については、人権尊重や公正な事業慣行を含めサプライチェーンを通じて持続可能性に配慮されたものであることを求める（詳細については、4. 4 参照）。また、その調達への参加を通じ、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高め、地域の持続的発展を図っていくことは、有益な経験となる。

そのため、組織委員会は、東京都による「ビジネスチャンス・ナビ 2020」の取組等とも連携して、日本国内の事業者による持続可能な調達への取組を後押しする。

また、このほか大会スタッフやボランティアの人権・労働への適正な配慮などを実施していく。

4) 調達時における配慮方策の実践

組織委員会は、自らが調達する物品・サービス及びライセンス商品の製造・流通等に関し、サプライヤー、ライセンサー及びそれらのサプライチェーンが持続可能性に適切に配慮するよう求めるため、調達コードを策定している。

調達コードでは、法令遵守を始め、環境負荷の低減、人権の尊重、適切な労働環境の確保、公正な事業慣行の推進等の観点から、持続可能性に関する基準を設定するとともに、その遵守を担保するための方法について定めている。さらに、木材、農産物、畜産物、水産物、紙、パーム油については、生産段階における持続可能性への配慮が確実なものとなるよう個別基準を策定している。

(2) 問題発生時の対処

1) 人権等の配慮に当たっての連絡体制の整備及び状況の適切な把握

大会では、国、都、関係自治体、国際競技連盟、オリンピック放送機構など、組織委員会が管理権限を有しない他の組織と連携してその準備運営を行う。人権労働等の問題は、そうした異なる組織及びその管理下においても発生する可能性があることから、組織委員会においてそうした事案を把握した場合においては、所管する組織に対して連絡通報を行った上で、必要に応じて適宜適切な働きかけを行える体制の整備を図ることとする。

具体的には、組織委員会の人権労働等の問題を担当するセクションにて適宜問題を把握するとともに、組織委員会が直接管理する範囲^{*1}においては、以下の2) 3) が適切に実施されているか確認できる体制を構築するとともに、他の組織を通じて影響を及ぼす範囲^{*2}については、関係する組織に迅速な連絡や依頼等が講じられるような連絡体制を、別途整えることとする。

*¹ 直接管理する範囲：組織委員会（有給スタッフ・ボランティア）、コントラクター（各種の委託事業者）、サプライチェーン関係者

*² 他の組織を通じて影響を及ぼす範囲：都・国・関係自治体、IF（国際競技連盟）、NOC・NPC（各国オリンピック・パラリンピック委員会）、OF/PF 等、アスリート、マーケティングパートナー、OBS（オリンピック放送機構）・ライツホルダー（オリンピック・パラリンピックの放送権を有している放送事業者）、プレス、学校

2) 直接管理する範囲は、加害者への是正等の対応や被害者の保護等を主体的に実施。

組織委員会が直接管理する範囲において発生した人権労働等の問題については、例えば、人権侵害を行う者が観客の場合においては、当該行為の是正を求めるとともに、是正措置に応じない場合には会場からの退場や警察機関への引き渡しなど適宜適切な措置を講じるとともに、被害者に対しては、保護等の措置を講じる、

3) 調達コードに係る通報受付窓口の整備・運用の適切な実施

組織委員会では、調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、解決に向けて対応するための通報受付窓口を設けている。これは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」で示されている「救済」の考え方も踏まえて設置するものであり、当事者間の建設的な対話を促し、双方の合意による適正な解決を図る仕組みとしている。

4) 他の組織を通じて影響を及ぼす範囲は、関係組織への迅速な連絡や対応の依頼等の措置を実施

他の組織に関係する人権労働問題の発生等を把握した場合には、関係機関への連絡通報を行った上で、必要に応じて適宜適切な働きかけ取組を実施する。

(3) 参加・協働、情報発信（エンゲージメント）

東京 2020 大会の準備・運営において、人種や肌の色、性別、性的指向、性自認、言語、宗教、政治、障がいの有無等による差別等がなく、児童労働や強制労働、過重労働を含めそれら課題について間接的にも助長しない大会等を実現するとともに、この大会をきっかけに、多様性とインクルージョンを日本社会のレガシーとして残していくためには、その取り組みの実施にあたり、あらゆる主体が参画し、ともに協働しながら取組を進めていくことが必要である。

このため、スポンサー持続可能性ネットワークや ILO などの国際機関、国内外の NGO や労働団体など各主団体等と連携した取組の実施を図り情報の発信を行う。

コラム：ILO との協力を通じたディーセント・ワークの推進

組織委員会と国際労働機関（ILO）は、2018 年〇月、東京 2020 大会に向けた協力に関する覚書に署名した。ILO と覚書を締結することは、歴代のオリンピック・パラリンピック組織委員会として初めてである。

ILO は、187 の加盟国の政労使の三者の代表で構成される国連の専門機関であり、国際的な労働基準及び原則の普及とそれを通じたディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を目指している。

組織委員会の「持続可能性に配慮した調達コード」においては、ILO 多国籍企業宣言等を踏まえて、「結社の自由や団体交渉権の尊重」「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「職場における差別の禁止」など、国際労働基準に沿った取組をサプライヤー等に求めている。

組織委員会と ILO は、国際労働基準に関する普及啓発や企業における先進的な取組事例の調査、企業への技術的助言や教育ツールの頒布・開発等を協力して実施することで、調達物品等の製造・流通等の過程におけるディーセント・ワークの推進を図っていく。

2.5 参加・協働、情報発信（エンゲージメント）

持続可能性に配慮した大会の実現には、大会関係者の努力だけでなく、ボランティアや観客といった一般の方々の参加や協力が必要であることから、ボランティアの研修や様々な主体との交流を通じて参加・協働による対策を推進する必要がある。

SDGs においても、ゴール17「パートナーシップ」が掲げられており、誰もが主役の開かれた大会を多くの方々の参加協働により創りあげていくことを施策全体の大目標とし各種取組を推進する。

東京 2020 大会の参画・協働・情報発信の大目標

パートナーシップによる大会づくり ～誰もが主役の開かれた大会～
United in partnership ～Most inclusive games ever～

2.5.1 大目標ゴールに向けた個別目標

誰もが主役の開かれた大会を多くの方々の参加協働により創りあげていくため、以下の通り、個別目標を設定し、具体的な施策を進めていく。

- 目標 1：様々な主体との連携・協働による大会準備・運営の推進
 - ・ スポンサーとの協働（スポンサー持続可能性ネットワークの設置運用）
 - ・ その他団体等と協働
- 目標 2：人材育成を通じた幅広い参加の創出
 - ・ 職員によるボランティア活動の推進
 - ・ ボランティア人材の活用と育成
 - ・ 環境学習の実践による参加創出
- 目標 3：国民参加型プロジェクト等の実施を通じた幅広い参加の創出
 - ・ 国民参加型事業の実施
 - ・ 教育を通じた参加協働の推進
 - ・ 自発的な参加協働の形成・推進
- 目標 4：持続可能性配慮に対する理解と行動促進に向けた情報発信の推進
 - ・ 観客への情報発信
 - ・ 大会関係者への情報発信
 - ・ マスメディアへの情報発信

2.5.2 目標達成に向けた施策

(1) 様々な主体との連携・協働による大会準備・運営の推進

組織委員会は、具体的な計画の検討や施策の実施にあたり、国、東京都、関係自治体のほか、NPO/NGOを含む各種団体や有識者、オリンピック・パラリンピックスポンサーやサプライヤーといった民間セクターなど、様々な主体と連携・協働することを通じて、より持続可能性に配慮した大会づくりを目指す。具体的には、様々な主体と以下のような連携・協働を図っており、今後、さらなる取組の推進を図る。

1) 「スポンサー持続可能性ネットワーク」の設置・運営

運営計画の具体化及び継続的改善に向け、スポンサーとの連携・協働の場を設け、各種意見交換等を通じて様々な視点を取り入れていくため、スポンサー持続可能性ネットワーク（以下「SSN」という）を

設立。同ネットワークを通じて、東京 2020 大会における持続可能性への配慮の最大化を図ることとしている。

特に、大会では、調達をはじめ持続可能性への配慮の必要性を関係するすべての主体間でしっかりと共有・理解していく必要があることから、SSNに参加する各スポンサーの持続可能性配慮の先進的・先導的取組（別添参照）をホームページ等を通じて発信し、持続可能性配慮の具体的な方向性を示している。

SSNには、現在、オリンピックスポンサー60社中43社が、パラリンピックスポンサー52社中41社が参画しており、調達物品の再使用・再生利用の最大化などの資源管理対策やCO₂対策などに関する意見交換を通じて、持続可能性配慮の最大化に向けた各種プロジェクトを実施することとしている。

2) 「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の展開

ガイドラインの策定に当たっては、組織委員会・国（内閣官房）・東京都の3者で事務局を構成する「アクセシビリティ協議会」を設置し、関係省庁・自治体、障がい者スポーツ団体、障がい当事者団体、学識経験者、関連する業界団体など、幅広い関係者の参画を得て、それぞれのご意見を反映した。

ガイドラインに基づくアクセシブルルートの検討においては、当事者団体や学識経験者の参画を得て、観客利用想定駅から会場までの観客動線におけるアクセシビリティの状況を視察するなど、今後も当事者団体等の意見に配慮していく。

3) 環境省による中高生を中心とした持続可能性ボランティア推進ネットワークとの連携・協働

主体的かつ実践的なボランティア活動に関心をもつ東京都下の三多摩地域の高校と中学では、持続可能性ボランティアとして東京 2020 大会の持続可能な実施に貢献し、大会以降も3Rを推進する者を創出することをめざして、「地域環境の向上の促進・人材育成に関する覚書」を2017年8月に締結した。

環境省が行う「2020年オリンピック・パラリンピックを契機とした3R人材育成検討会」のボランティア研修プログラム検討への参加を契機にした動きであり、同検討会では中高生を中心とした持続可能性ボランティア推進ネットワークの形成とその支援に向けて「3R人材育成プラットフォーム」の整備を進めており、このような動きと連携・協働していく。

コラム：東京 2020 大会におけるボランティア

組織委員会が運営する大会ボランティアは、競技会場、選手村等の大会関係施設において観客サービス、競技運営やメディアのサポート等の活動を担当し、開催都市である東京都や各都市が運営する都市ボランティアは、国内外の旅行者に対する観光・交通案内や競技会場の最寄駅周辺における観客への案内等の活動を担当する予定である。

持続可能性に関わる分野に参加するボランティアについて、各自の能力を十分に発揮できる環境を整え、大会準備・運営の一翼を担っていただけるよう準備を進める。

(2) 人材育成を通じた幅広い参加の創出

持続可能性に配慮した大会の準備・運営を参加・協働で進めるにあたっては、そもそも「持続可能性」とはどのような概念で、東京 2020 大会とどう関わるのか、さらには私たちの生活にどう関わるのかということ、協力してくださる方々にご理解いただく必要がある。そのため、学校教育、生涯教育、ボランティアの育成等を通じ、子どもから大人まで幅広く「持続可能性」についての啓発を進め、参加・協働の意識を高め、持続可能性に関する各種取組について協働で実施することを目指す。

なお、教育やボランティア研修にあたっては、そのノウハウを有する NPO/NGO 等との協働により、効果的・効率的な実施を目指す。

具体的には、以下のような連携・協働を図っており、今後、さらなる取組の推進を図る。

1) 組織委員会及び東京都によるボランティア研修の実施

ボランティアとして活動する上で、それぞれの役割の重要性を認識し、必要な知識を習得するとともに、一体感の醸成を図る必要があることから、組織委員会及び東京都では、オリンピック・パラリンピックに関する知識など、大会ボランティア・都市ボランティアに共通して必要な研修を連携し実施していく。

また、ボランティアに参加する魅力を高めるため、研修に加え各種施策を展開する。

例えば、SNS の活用などボランティア同士が交流し、ネットワークを広げる楽しさを感じられる施策等を検討するとともに、都と組織委員会が開催するオリンピック・パラリンピック関連のイベントに参加できるような方策を検討していく。なお、東京 2020 大会は、夏季に開催されることなどを踏まえ、暑さ対策をはじめ、ボランティアが安全に活動できる取組を検討していく。

2) 環境省が行う「2020 年オリンピック・パラリンピックを契機とした 3R 人材育成検討会」との連携・協働

オリンピック・パラリンピックを契機として 3R 人材の育成検討を行う環境省と連携し、環境教育の一環として、大会ボランティア等に対する持続可能性プログラムによる研修を通じ、持続可能性への理解を深めた青少年の大会参加を促進する。

特に、東京都教育委員会等との協働により行う中高生を対象とする持続可能性ボランティアにおいては、同検討会との連携も図りつつ、より効果的な研修プログラムの円滑かつ確実な実施を目指す（仮 現在、実施検討中）。

3) 東京都教育委員会による「持続可能な開発のための教育」の実施

オリンピック・パラリンピック教育の一環として、東京都内の公立学校において、「スクールアクション『もったいない』大作戦」など環境保全に係る取組を推進しており、今後も「持続可能な開発のための教育」の充実強化を図る。

4) その他、組織委員会における意識向上等のプログラム実施

組織委員会においては、持続可能性に関する部内研修を適切に実施するとともに、持続可能性に関するセミナーの実施や、オリンピックやパラリンピアン、その他アスリートのアンバサダーによる持続可能性に関する意識向上を図るプログラムなどを実施し、持続可能性に配慮した行動や参加・協働を促進する。

また、講演会やフォーラム、キャンペーン、ボランティアなどについて、あらゆる人々の参加を促進する。

(3) 国民参加型プロジェクト等の実施を通じた幅広い参加の創出

持続可能性に配慮した大会の準備・運営を参加・協働で進めるにあたっては、大会開催地域はもちろんのこと、全国の理解と協力が必要である。

オリンピックムーブメント・パラリンピックムーブメントを発展させ、レガシーとして引き継ぐために、国民各界各層が参加する形で持続可能性の確保に向けた取組を推進する。

具体的には、以下のような取組を推進する。

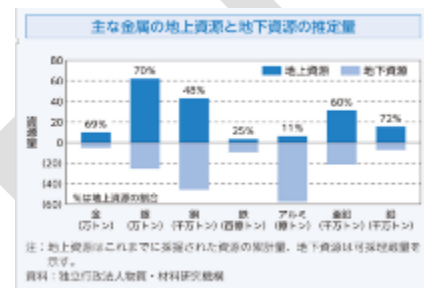
1) 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の実施

本プロジェクトは、東京 2020 大会が取り組む様々なプログラムと連携し、大会の開催意義をさらに高める活動として実施するもので、皆の思いを集めてメダルを作るとともに、大会をきっかけに資源をより活かした持続可能な社会づくりを目指している。

特に、持続可能な社会づくりという観点からは、以下の社会的背景や意義を踏まえ事業を実施している。

<プロジェクト実施の背景・意義>

資源の残存推計量によれば、金銀については、右図のとおり地上資源と地下資源の割合が7対3と推計されているなど、都市鉱山と言われる地上資源への需要は年々高まっている。



図：主な金属の地上資源と地下資源の割合について

特に、都市鉱山は、例えば、右表のとおり

携帯電話の金銀の含有率が鉱山の含有率と比較し金は68倍、銀は5.6倍高いなど、地下資源（鉱山）と比べ鉱物含有率が圧倒的に高いという特徴があり、都市鉱山活用への動きが世界的に広がりを見せている。

品種	含有率	1トンあたりの含有量
金鉱山	5ppm	5g
携帯電話	340ppm	340g
銀鉱山	250ppm	250g
携帯電話	1400ppm	1400g

国内の状況は、小型家電リサイクル法が平成 25 年に制定さ

れるなど、有用貴金属の再利用を推進する法制度等は整備されたものの、現状においては、例えば、携帯電話では年間廃棄される携帯電話中リサイクルされている割合は約 2 割弱にとどまっていると言われている。本プロジェクトの実施により、国民のリサイクルの意義が再認識されるなどして、国内に眠る有用資源のリサイクルが一層推進されることがレガシーになると考えられる。

このような社会的背景の下、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を、広く国民の皆様との協力のもとに行うことで、環境に配慮したリサイクル金属をメダル製作に活用し、さらには日本のテクノロジー技術を駆使することで、大会に使用する金のリサイクル率 100%を目指している。

これらの取組を通じて、東京 2020 大会を契機に、国民一人一人がリサイクル全体の価値観（質も決して劣らないという価値観）を再認識し、未利用資源を含めた我が国に眠る有用資源全体のリユース・リサイクルの推進の原点となるとともに、東京 2020 大会を契機に、有用希少金属の国内循環がさらに推進することが大きなレガシーになると考えている。組織委員会では、『都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト』の実現に必要な量の有用希少金属が集まるよう、株式会社 NTT ドコモ、一般財団法人日本環境衛生センター、環境省、東京都と連携し、幅広く国民に協力参加を呼び掛けるなどして事業を推進している。

2) 大学連携事業の実施

「オリンピック・アジェンダ 2020」において、「Engage with youth（若者と交流すること）」が重要とされた項目がある。

組織委員会では、オリンピズムの精神やアジェンダ 2020 の提言を受け止め、東京 2020 大会への若者の多様な参画機会を創出し、そして、若者による新たなムーブメントの広がりを期待して、2014 年 6 月、大学・短期大学と連携協定の締結を開始した。現在は、全国約 800 校と連携体制にある。

大学連携は、3 つのキーワードである「教育」、「経験」、「レガシー」の下、さまざまな活動に取り組んでいる。

- ・オリンピック・パラリンピックに関する情報の共有（連絡会・説明会の開催など）
- ・オリンピック・パラリンピックの理念や歴史、東京 2020 大会の運営や計画に関する授業や特別講義の実施（「出張講座プログラム」）
- ・東京 2020 大会への参画を推進する機運醸成イベントやプログラム等の実施

こうした中、大学連携では、持続可能性についても、若者たちが、学び、考えていく機会を持てるよう、「持続可能性」をテーマにした講義の実施や、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」、「東京 2020 参画プログラム」における持続可能性に関するイベントへの参加などへ、積極的に関わることを推進している。

3) 東京 2020 参画プログラムの実施

全国各地におけるアクション&レガシープランに寄与する取組を認証し、後押しする「東京 2020 参画プログラム」の構築・展開により、全国各地で「持続可能性」の概念の重要性の浸透をさらに図るとともに、持続可能性に配慮した大会の準備運営のより一層の推進を図る。

2016 年 10 月から開始されている参画プログラムにおける持続可能性に関するレガシーコンセプト毎の認証件数は次のとおり。

レガシーコンセプト	認証件数
持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現	4 件
持続可能な資源利用の実現	7,615 件
水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現	46 件
人権・労働慣行等に配慮した社会の実現	3 件
持続可能な社会に向けた参加・協働	0 件
合計	7,668 件

※この認証件数は、2017 年 9 月 10 日時点での件数

※「持続可能な資源利用の実現」の認証件数 7,615 件のうち、7,595 件は「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に関するアクション

- ・参画プログラムは、持続可能性を含め 8 つの分野で構成されており、その 8 つの分野における認証件数は 2017 年 9 月 10 日時点で 13,239 件

4) 東京 2020 教育プログラムによる取組の推進

東京 2020 教育プログラムとして以下の取組を実施している。

- ・学校の教員向けにオリンピック・パラリンピック教材を紹介している。特に国際パラリンピック委員会（IPC）公認パラリンピック教材「I'mPOSSIBLE」ではパラリンピックの価値とパラスポーツを座学と実技形式で紹介するなど、子どもたちが障がいの有無、人種、言語等、様々な違いがあることを理解しつつ、共につながり、助け合い、支え合って生きていく力を身に付けることを目的の一つとしている。
- ・全国の小学生によるマスコット投票では、投票に向けた事前学習でオリンピック・パラリンピックの理念やマスコットの意義などについて理解を深めている。
- ・全国展開している「東京 2020 オリンピック・パラリンピック フラッグツアー」の小学校訪問イベントでは子どもたちはアスリートと直接触れ合うことでオリンピックやパラリンピックの価値や魅力を楽しくわかりやすく学んでいる。

5) その他の取組の推進

組織委員会からの働きかけを通じて、ホテルや飲食店、タクシー等のその他関係事業者による環境行動の普及促進を図る（例：食品ロスの削減、リネン類やアメニティ等の交換頻度を減らす選択肢の提供、乗車待ち時のアイドリングストップの徹底等）。

6) 国民参加型カーボンオフセット事業の実施（仮。現在、事業実施検討中）

CO₂削減に向け、全国で参加できるキャンペーン等を実施する。

(4) 持続可能性に対する理解と行動促進に向けた情報発信の推進

日本においては、まだ「持続可能性」という概念や言葉が広く普及していない状況であるため、東京 2020 大会における持続可能性に関する取組を広く、継続的に発信することで、その重要性を普及啓発する。

東京 2020 大会は、オリンピック・パラリンピックの発信力を活かし、「もったいない」などの持続可能性につながる日本的価値観や、江戸前、里山・里海など地域に根付いた自然観と、それに基づく持続可能性の確保に向けた活動や技術等を世界へ発信する絶好の機会となる。

大会における持続可能性に関する取組、例えば大会で活用された先進的環境技術、持続可能性に配慮した行動や教訓、持続可能なライフスタイルなどを積極的に発信し、持続可能性の重要性を普及啓発するとともに、オリンピック・ムーブメント、パラリンピック・ムーブメントに沿った地球規模の持続可能性への取組に貢献する。

また、競技会場における熱中症などの健康面での配慮にあたって重要な指標となる、気象や大気質などの環境情報を共有する仕組みの導入を図る。

なお、情報の発信にあたっては、オリンピック・パラリンピアンからの発信、競技や競技会場にまつわるストーリーと絡めた情報の発信など、一般の方にわかりやすく、伝わりやすい方法を検討する。

この大会関連情報の発信は、将来の開催都市の準備に役立ち、レガシーとなり得るものでもある。

大会における持続可能性に関する取組をイベント等、及びそれらに関する継続的なプレス発表等を通じて発信することで、その意義や効果、日本の技術等をわかりやすく伝え、持続可能性の重要性を普及啓発する。

具体的には、会場、施設における環境技術をはじめとする持続可能性関連の展示やバックヤードツアー、その他大会と並行して開催する様々なビジネスや環境イベント等を通じ、世界各国への技術の展開発信を促進する。

DRAFT

3. 実施主体別の行動計画・進捗状況（アクション・プログレスレポート）

3.1. 実施主体（FA）別の取組

CO₂削減対策の最大化を図るため、組織別（各FA別）のCO₂排出量と削減策、気候変動及び資源管理に関する施策概要を以下の通り整理するとともに、対策の進捗状況等を継続的にマネジメントする体制を構築する。

3.1.1 カーボンマネジメント

3.1.2 気候変動及び資源管理に関する各主体の役割

3.2 会場整備関係の取組

3.2.1 背景

東京2020大会の会場計画は、1964年の東京大会のレガシーを引き継ぐ「ヘリテッジゾーン」、都市の未来を象徴する「東京ベイゾーン」の2つのゾーンから構成されている。会場計画コンセプトである Infinite Excitement（無限の可能性）は、選手村を中心に広がる2つのゾーンが、無限大の記号をイメージさせるとともに、東京2020大会を通じて、トップアスリートが灯した情熱と、次世代へつなげる可能性、そして語りつがれるレガシーが無限に広がっていくことを表している。

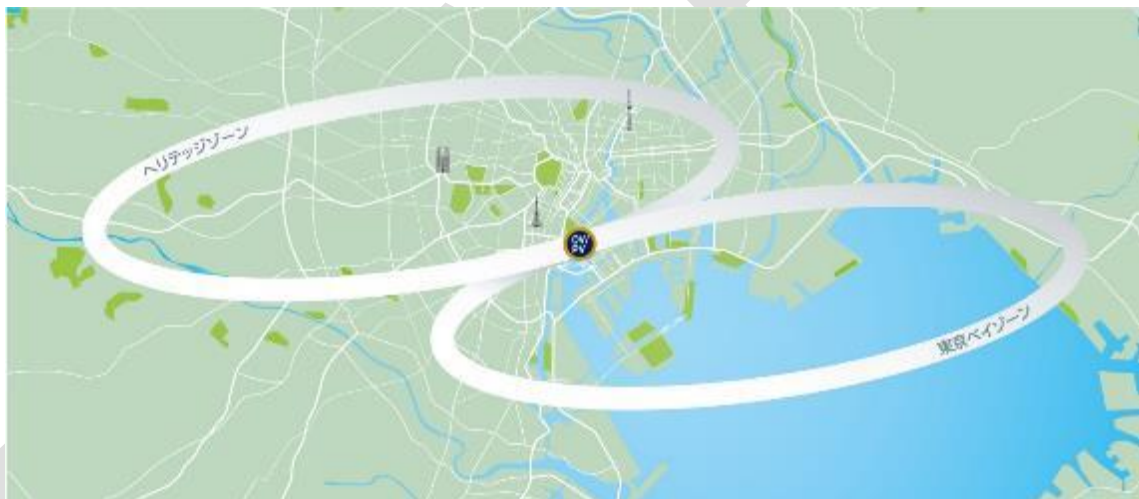


図 会場ゾーニング

競技会場は3種類に分類される。第一に、1964年の東京大会においても使用された歴史ある会場や、各自治体の協力による都外の競技会場等、既存の会場を活用するものである。第二に、新たなレガシーとして建設する新規恒久会場であり、大会後においても、都市の生活にとって必要性の高い会場を新設するものである。最後に、大会時の使用を目的として設置される仮設会場である。

これらの各種会場及び施設の整備は、大会開催における全ての活動の中でも、持続可能性に与える影響は特に大きい。そのため、東京2020大会は、会場建設の計画段階から建設時、大会運営時、大会終了後の全ての段階において持続可能性への最大限の配慮を実施する。

更には、「持続可能性を優先する2020年東京大会」という理念の下、我が国が有する最新テクノロジーや環境技術の活用による省エネルギーや水素社会に向けた都市のモデルの提示、会場整備における物資の調達から後利用・リサイクルまでの高度な資源循環、豊かな緑と水辺を有する会場ゾーンに息づく多様な生物への配慮と豊かな緑地の創造等、世界に対してその先進的な取組を発信していく。

3.2.2 整備方針

会場整備にあたっては、法令順守を徹底するほか、特に以下の持続可能性に関する計画等に配慮する。また、各会場が立地する都内外の自治体の各種計画等に配慮する。

3.2.2

(1) 気候変動

(2) 資源管理

(3) 大気・水・緑・生物多様性等

(4) 人権・労働・公正な事業慣行等への配慮

- ・ハード・ソフト両面でのバリアフリー化の推進に向けて組織委員会が策定した「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（平成 29 年 3 月）に従ってアクセシブルな環境整備を図る。

- ・関係省庁、発注機関及び建設業団体により 2016 年に設置した「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会」において「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」を策定した。本指針に基づき、快適で安全な建設工事のモデルとなるよう、先進的な安全衛生対策を実施し、女性や若者にも働きやすい職場環境を形成する。

3.2.3 会場整備におけるモニタリング

3.2.4 新国立競技場

(1) 背景

(2) 会場概要

(3) 整備工程

(4) これまでの具体的取組

ア. 気候変動

イ. 資源管理

ウ. 大気・水・緑・生物多様性等

エ. 人権・労働・公正な事業慣行等への配慮

<アクセシビリティへの配慮>

- ・車いす使用者への配慮として、全ての車いす席へのエレベーターでのアクセスを可能とし、同伴者席と車いす席が隣り合う座席とする。また、案内所、チケット売り場、売店のカウンターの一部をローカウンターとする。
- ・視覚障がい者への配慮として、誘導ブロック、音声誘導装置、案内所インターホン、触知板、点字を整備する。
- ・聴覚障がい者への配慮として、集団補聴設備対応席をバランス良く分散配置する。また、総合案内所及び各階案内カウンターに筆談器を設置し、各トイレ、休憩室、授乳室にフラッシュランプを設置する。
- ・知的・精神・発達障がい者等への配慮として、専用休憩室内に柔らかい壁材を選定し、防音仕様を採用する。
- ・子供連れ利用者への配慮として、吹抜部やコンコース外周部手摺を縦棧手摺で設置し、トイレとは別に独立した授乳室の整備等を行う。
- ・高齢者への配慮として、エレベーターは地下 2 階から 5 階まで、エスカレーターは 1 階から 4 階まで着床可能とし、全ての観客席縦通路に手摺を設置する。また、外構では 50m 以内ごとにベンチの設置等を行う。
- ・外国人利用者への配慮として、案内サインはピクトグラムを採用するとともに、多言語表記を行う。

- ・サインは、文字サイズ、表示高さ、色彩・明度差等において、様々な人に分かりやすいサインとする。
- ・トイレは、観客の流動を円滑にするため、出入口を別々に設置し、入口から見えやすい位置にオストメイト対応ブースを設置する等、各利用者への配慮を行う。

<労働・公正な事業慣行等への配慮>

- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」に基づき、女性や若者にも働きやすい職場環境を形成するとともに、安全最優先で工事を行う。また、安全衛生対策は、元請、下請の別なく、労使協調の下、統一的に実施していく。
- ・安全衛生対策はリスクアセスメントを徹底し、工法自体の選択も含めて抜本的なリスク低減策を講じるとともに、工事従事者に対する安全衛生教育を徹底する。また、工事従事者が安全に安心して、やりがいを持って働ける現場とするため、工事従事者の健康管理、女性専用のトイレ・更衣室の設置、受動喫煙防止対策の徹底や長時間労働の縮減等を進める。

(5) 今後の主な取組

ア. 気候変動

イ. 資源管理

ウ. 大気・水・緑・生物多様性等

エ. 人権・労働・公正な事業慣行等への配慮

<労働・公正な事業慣行等への配慮>

- ・事業者（下請負人含む）においては、災害防止協議会等を開催し、労働災害防止や法令遵守の徹底等を図っていく。また、事業者と連携して事業進捗に合わせた労働環境の整備等を推進していく。
- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事安全衛生協議会」に参画し、安全衛生対策等の状況報告を行うとともに、安全衛生対策に関する情報共有や知見の交流の場として活用していく。

3.2.5 東京都が整備する競技会場

(1) 背景

(2) 会場計画の見直し

(3) 大会後の会場利用

(4) グリーンボンドの発行

(5) 会場概要 ※各イメージ図は今後変更の可能性がある。

(6) 整備工程

(7) これまでの具体的取組

ア. 気候変動

イ. 資源管理

ウ. 大気・水・緑・生物多様性等

エ. 人権・労働・公正な事業慣行等への配慮

<アクセシビリティへの配慮>

・会場の整備にあたっては、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の最も望ましい基準である推奨基準を可能な限り適用する。

・ガイドラインを適切に反映することに加え、より障がい者の立場で考えた施設となるよう、学識経験者や各種団体が参加するアクセシビリティ・ワークショップを開催し、具体的な意見を聴取している。

（労働・公正な事業慣行等への配慮）

- ・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方

針」に基づき、女性や若者にも働きやすい職場環境を形成するとともに、安全最優先で工事を行う。また、安全衛生対策は、元請、下請の別なく、労使協調の下、統一的に実施していく。

・安全衛生対策はリスクアセスメントを徹底し、工法自体の選択も含めて抜本的なリスク低減策を講じるとともに、工事従事者に対する安全衛生教育を徹底する。また、工事従事者が安全に安心して、やりがいを持って働ける現場とするため、工事従事者の健康管理、女性専用のトイレ・更衣室の設置、受動喫煙防止対策の徹底や長時間労働の縮減等を進める。

(8) 今後の主な取組

ア. 気候変動

イ. 資源管理

ウ. 大気・水・緑・生物多様性等

エ. 人権・労働・公正な事業慣行等への配慮

<労働・公正な事業慣行等への配慮>

・引き続き、安全衛生協議会において安全衛生対策の実施状況のモニタリングを確実に実施していく。また、大会施設の建設工事における安全衛生対策を分かりやすく情報発信するなど、日本の建設工事の高い安全性と信頼を世界に発信していく。また、今後の快適で安全な建設工事のモデルとするため、建設技術者との情報共有や知見の交流を促進していく。

3.2.6 仮設会場等・オーバーレイ

- (1) 背景
- (2) 施設概要
- (3) 整備工程
- (4) 具体的取組

ア. 調達及び撤去工事における資源循環への配慮

イ. バリュー・エンジニアリングによる資源調達量の最適化に向けた取組

ウ. 気候変動

エ. 大気・水・緑・生物多様性等

オ. 人権・労働・公正な事業慣行等への配慮

＜アクセシビリティへの配慮＞

・仮設会場等・オーバーレイの整備にあたっては、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の最も厳しい基準である推奨基準を可能な限り適用する。

＜労働・公正な事業慣行等への配慮＞

・「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」に基づき、女性や若者にも働きやすい職場環境を形成するとともに、安全最優先で工事を行う。また、安全衛生対策は、元請、下請の別なく、労使協調の下、統一的に実施していく。

・安全衛生対策はリスクアセスメントを徹底し、工法自体の選択も含めて抜本的なリスク低減策を講じるとともに、工事従事者に対する安全衛生教育を徹底する。また、工事従事者が安全に安心して、やりがいを持って働ける現場とするため、工事従事者の健康管理、女性専用のトイレ・更衣室の設置、受動喫煙防止対策の徹底や長時間労働の縮減等を進める。

3.2.7 選手村

- (1) 背景
- (2) 施設概要
- (3) 各主体の役割
- (4) まちづくりの概要
- (5) 整備工程
- (6) 大会に向けたこれまでの取組

ア. 「日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」

イ. 選手村の宿泊施設における設備等の3Rの推進

ウ. 大会運営時における人権・労働・公正な事業慣行等への配慮等

選手村の設計は「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、東京2020大会のすべての選手及び関係者にとって利用しやすいものとなるよう、きめ細かな配慮を実施していく。

- ・共用される施設等においては、男女共用の多機能トイレを設置する。
- ・輸送モールの乗降ゾーンについては、車いす利用者等がスムーズに乗降できるよう、アクセシビリティに配慮したものとする。
- ・選手村の仮設施設等の整備工事においては、適切な労務管理を確保する。
- ・車いす利用者等がスムーズに乗降できるようアクセシブルなバスを利用する。
- ・海外の選手や関係者への配慮として、案内サインはピクトグラムや多言語表記等を行う。
- ・選手が礼拝できるスペースを設ける（キリスト教、ユダヤ教、イスラム教、仏教、ヒンズー教）。

(7) 選手村住宅棟における持続可能性への配慮

- ア. 気候変動
- イ. 資源管理
- ウ. 大気・水・緑・生物多様性等
- エ. 人権・労働・公正な事業慣行等への配慮等
(アクセシビリティへの配慮)

・組織委員会が策定した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」における「標準基準」以上を目指した設計とする。

(労働・公正な事業慣行等への配慮)

- ・民間事業者によって開発される選手村の住宅棟整備の安全衛生対策は、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」に基づき、女性や若者にも働きやすい職場環境を形成するとともに、安全最優先で工事を行う。また、安全衛生対策は、元請、下請の別なく、労使協調の下、統一的に実施していく。
- ・安全衛生対策はリスクアセスメントを徹底し、工法自体の選択も含めて抜本的なリスク低減策を講じるとともに、工事従事者に対する安全衛生教育を徹底する。また、工事従事者が安全に安心して、やりがいを持って働ける現場とするため、工事従事者の健康管理、女性専用のトイレ・更衣室の設置、受動喫煙防止対策の徹底や長時間労働の縮減等を進める。

(8) 選手村地区エネルギー整備計画

4 本計画の実現に向けたマネジメント及びツール

本計画において定めた目標の達成及び具体的な取組を着実に進めていくためには、本計画を実施するためのマネジメント体制の構築が重要である。

組織委員会においては、イベントの持続可能性をサポートするために策定されたマネジメントシステム（ESMS: Event Sustainability Management System）の国際規格である ISO20121 に則したマネジメントシステムを導入することに加え、計画策定にあたり実施してきた各分野の有識者をはじめとする多様な方々との意見交換を計画策定以後も実施し、進捗のモニタリングを着実に実施していく。また、計画策定後の各事業の進展や状況の変化を踏まえながら、本計画に基づく取組についての見直しや継続的な改善を実施していく。

4.1 ISO20121 規格に則した持続可能性マネジメントシステム

ISO20121 規格は、ロンドンオリンピック・パラリンピックにおける持続可能性に関するマネジメントシステムの構築を契機として 2012 年に発行された規格であり、イベント運営における環境影響の管理に加え、その経済的、社会的影響についても管理することで、当該イベントの持続可能性への配慮に貢献する枠組みを提供するものである。

組織委員会は、本計画の策定に先立ち、ISO20121 規格が求める「持続可能性に配慮した運営方針」を定め、組織委員会が持続可能な大会運営を行うにあたっての基礎となる考えを示すとともに、ISO20121 規格に則したマネジメントシステムを行うことを宣言する。（「持続可能性に配慮した運営方針」の本文は、巻末付録 1 に掲載）

また、本計画及び本計画に記載する目標は、ISO20121 規格の要求事項にある「目標設定及びその達成に

に向けた計画」に位置付けられる。規格に沿った運用管理、成果の監視及び評価、並びに不適合の是正等のPDCAサイクルによる継続的改善を行うことで、本計画に掲げた取組を着実な実行に向けて取り組んでいく。

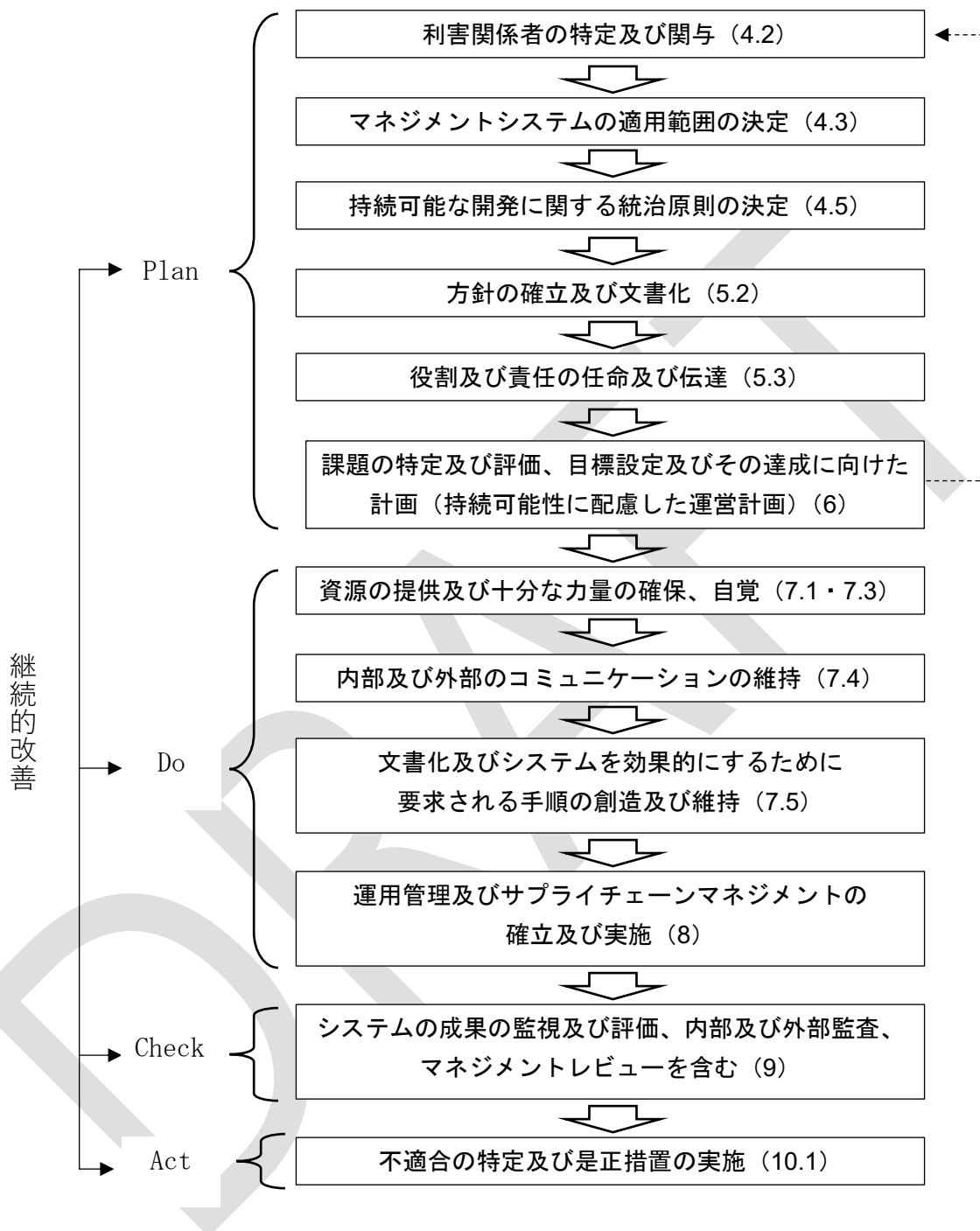


図 国際標準規格におけるイベントの持続可能性に関するマネジメントシステムのモデル
出典 ISO20121:2012 図1 を基に作成

4.2 モニタリングの適切な実施

4.2.1 モニタリング体制の構築

世界最大のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピック競技大会においては、短期間で多量の廃棄物の発生が予想されるなど、持続可能性配慮の取組についても、その多くが我が国でこれまでに経験したことのない規模となる。

その準備の過程も含め、本計画を着実に実施していくとともに、大会の成果がレガシーとなるよう適切にその活動をモニタリングすることは極めて重要である。

ISO20121 規格では、目標及びその達成に向けた計画の実施状況を管理するため、規格の要求事項において「監視、測定、分析及び評価」を行うことを求めている。この規定に基づき、計画に掲げた取組を自ら適切に監督していくため、測定や監視が必要な対象を定め、その方法や時期を決定するなど、モニタリング体制を構築する。これにより、計画に掲げた取組の実績及びマネジメントシステムの有効性の適正な評価を実施する。

すでに本計画においても、CO₂の削減対策など、各FAが行うべき取組を整理しており、今後、定期的にその進捗状況を把握していく。

これらの進捗状況は、組織委員会のトップマネジメントのレビューを受けるとともに、持続可能性を議論する局長級の会議である「持続可能性に関する戦略会議」等において、組織委員会全体の進捗状況や、各FAの参考となる優良事例等の共有を行うことで、全体の底上げを図りながら取組を推進する。

また、組織委員会だけでなく、デリバリーパートナーによる調達も想定される物品等の後利用・再資源化にあたっては、調達から廃棄までの物品等の処理を一括して把握できる管理システムを構築するなど、適時適切な状況把握を行う。

4.2.2 持続可能性報告書

組織委員会は、計画に定めた取組の状況について、持続可能性報告書を3回とりまとめ、公表する。大会開催前年の2019年春に進捗状況報告書を、大会開催の前後となる2020年春、冬にそれぞれ大会前報告書、及び大会後報告書を取りまとめる。

運営計画第2版の策定後に生じる計画の追加・変更などはこれらの報告書に順次盛り込み、大会開催前の2回の報告書では、持続可能性に配慮した大会運営の最新の内容を示す。

報告書では、その段階での検討や実施の結果とともに、それに至る過程で得られた経験、知見、課題についても適切に記載する予定である。それは、東京2020大会の後のラーニング・レガシーとするためである。

また、報告書は、有識者からなる委員会等の意見を得ながら、大会開催が持続可能な開発に与えるインパクトを効果的に報告できるよう、国連グローバル・コンパクトにおける定期活動報告に求められる要件、及びGRIスタンダードにおける共通・個別スタンダードの開示項目を参考にしてとりまとめる。

なお、IOCがオリンピック大会影響調査^{*}(OGI調査: Olympic Games Impact study)から、大会開催によるレガシーを把握するための新たな取組及び従来からの取組である持続可能性に関する報告書に移行したことに伴い、組織委員会も東京2020大会における大会影響調査について、IOCの方針に基づき移行する。

大会影響調査からの移行後は、持続可能性報告書とともに、IOCが開始するレガシーを把握するための新たな取組により、大会開催のインパクトを捕捉していく。

^{*}オリンピック大会影響調査: オリンピック競技大会の開催が、開催都市や地域の環境・社会文化・経済に与える有形・無形の影響に関する調査

4.3 様々な主体による検討及び進捗管理

4.3.1 専門委員会等による検討体制

東京 2020 大会における持続可能性への配慮にあたっては、世界や国内の状況を踏まえつつ、より適切かつ効果的な取組を実施する必要があることから、組織委員会内に学識経験者や NGO 等の有識者からなる「街づくり・持続可能性委員会」（以下、「専門委員会」という。）を設置して、所要の検討を行っている。

専門委員会では、具体的な検討課題について検討や進捗のモニタリングを行う「持続可能性ディスカッショングループ」（以下、「DG」という。）と、より専門的な観点から検討を行う「ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を別途設置し、テーマごとにより具体的な検討を行っている。

また、これらの会議体においては、各テーマの方向性や具体的な施策について実効性のあるものとするため、東京都や国の関係者が委員やオブザーバーとして議論に参画している。

本計画の策定においても、これらの会議体において、公開により具体的な検討を実施してきたが、策定後においても、計画に基づく取組状況について報告し、進捗管理を継続して実施していく。

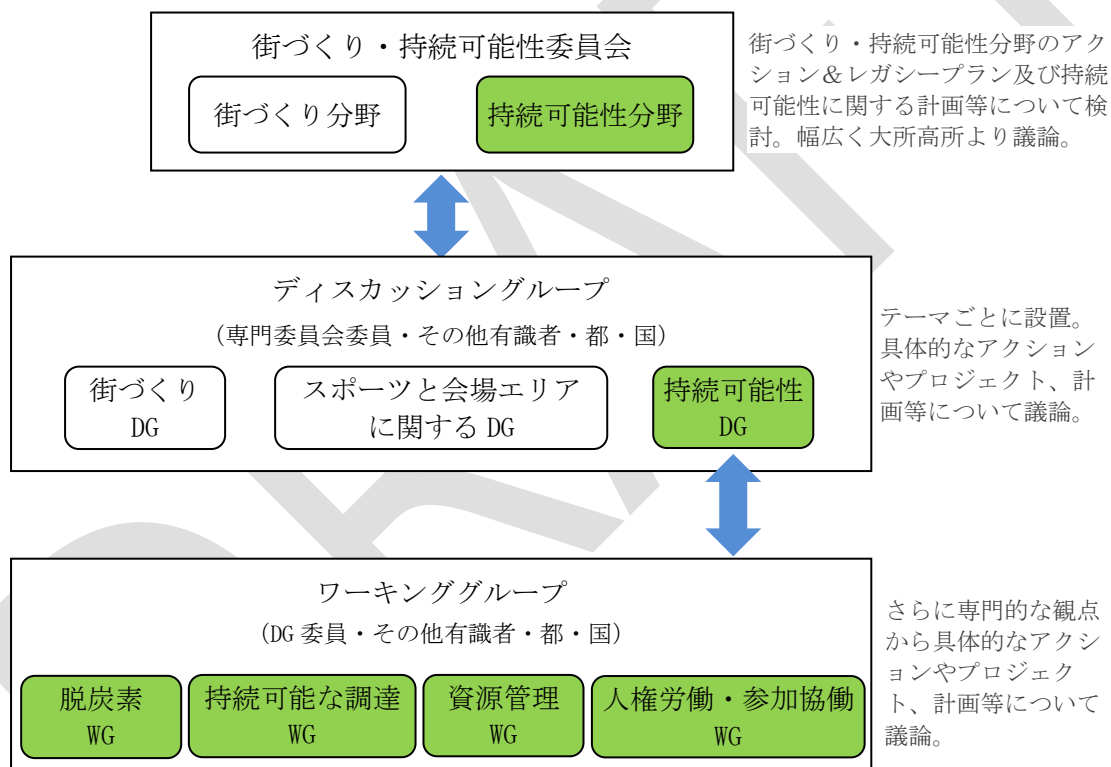


図 検討体制

4.3.2 公募等による各主体の参加

組織委員会は、持続可能性の観点から様々な分野で専門的な知見を有する NGO/NPO 等や、広く一般の方々からの提案やアドバイスを得るため、早期の検討過程から WEB を活用して提案募集を行うとともに、必要に応じて随時個別ヒアリングを実施するなど様々な主体と対話しながら、幅広い意見を踏まえた計画づくりを進めてきた。本計画策定後においても、様々な意見やアドバイスを得ながら、取組を着実に進めていく。

また、計画に掲げた取組の具体化及び継続的な改善に向け、スポンサーとの連携・協働の場を設け、各種意見交換等を通じて様々な視点を取り入れていくため、「スポンサー持続可能性ネットワーク」を設立し

ている。これらの方々の知見も得ながら、協働による持続可能性への配慮を進めていく。

4.4 「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用

組織委員会は、大会の準備運営にあたって数多くの調達を行うことになるが、調達活動は、直接的なサプライヤー及びライセンシーのほか、それらのサプライチェーンに対しても影響を及ぼすものであり、持続可能性に配慮した大会運営を実現する上でも重要である。

組織委員会は、自らが調達する物品・サービス及びライセンス商品※（以下、「物品・サービス等」という。）の製造・流通等に関し、サプライヤー、ライセンシー及びそれらのサプライチェーンが持続可能性に適切に配慮するよう求めるため、「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）を策定している。

調達コードでは、法令遵守を始め、環境負荷の低減、人権の尊重、適切な労働環境の確保、公正な事業慣行の推進等の観点から、持続可能性に関する基準を設定するとともに、その遵守を担保するための方法について定めている。さらに、木材、農産物、畜産物、水産物、紙、パーム油については、生産段階における持続可能性への配慮が確実なものとなるよう個別基準を策定している。

また、組織委員会では、調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、解決に向けて対応するための通報受付窓口を設けている。これは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」で示されている「救済」の考え方も踏まえて設置するものであり、当事者間の建設的な対話を促し、双方の合意による適正な解決を図る仕組みとしている。

自らの調達における持続可能性配慮を推進することと併せて、組織委員会は、東京都及び政府機関等に対して、本大会関係で調達する物品・サービス等において、調達コードを尊重するよう働きかけ同様の取組が拡がることを目指す。

なお、政府調達協定等の関係法令等の対象となる東京都及び政府機関等は、それらを遵守する。

※ライセンス商品…組織委員会とのライセンス契約に基づいて、ライセンシーによって製造・販売等される物品

持続可能性に配慮した調達・サプライチェーン管理に関わる詳細については、本運営計画とは別途にまとめられた以下の規定文書等に詳しく記載している。

- 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード 基本原則」（2016年1月）
- 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード（第1版）」（2017年3月）
- 「持続可能性に配慮した木材の調達基準」（2017年3月）
- 「持続可能性に配慮した農産物の調達基準」（2017年3月）
- 「持続可能性に配慮した畜産物の調達基準」（2017年3月）
- 「持続可能性に配慮した水産物の調達基準」（2017年3月）
- 「持続可能性に配慮した紙の調達基準」（2018年策定予定）
- 「持続可能性に配慮したパーム油の調達基準」（2018年策定予定）
- 「通報受付窓口の運用基準」（2018年策定予定）

4.5 環境アセスメントの実施

東京都は、IOCの要求に基づき、大会開催に伴う影響を最小限に抑え、また、大会を契機とした東京の持続可能性の向上に資することを目的に、自主的な環境アセスメントを実施している。

具体的には、立候補段階における初期段階環境アセスメントの実施後、東京都環境影響評価条例に準拠

した「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（2016 年 6 月 東京都環境局）」に基づき、実施段階環境アセスメント及びフォローアップ調査を行っている。

実施に当たっては、競技会場、屋外競技、大会計画を対象とし、大会開催前、大会開催中及び大会開催後の各時点における影響について予測・評価する（環境影響評価の項目は下表のとおり）。また、フォローアップ調査により予測・評価結果について検証し、必要に応じて追加の対策を講じる。

これまで実施した環境アセスメントにおいても、環境影響の回避・最小化などに向け、整備計画に関する予測・評価を行うことにより、環境保全等に配慮した大会会場の整備を着実に進めている。

表 環境影響評価の項目

大項目	中項目	小項目
環境項目	主要環境	大気等、水質等、土壌
	生態系	生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑
	生活環境	騒音・振動、日影
	アメニティ・文化	景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性、史跡・文化財
	資源・廃棄物	水利用、廃棄物、エコマテリアル
	温室効果ガス	温室効果ガス、エネルギー
社会・経済項目	土地利用	土地利用、地域分断、移転
	社会活動	スポーツ活動、文化活動
	参加・協働	ボランティア、コミュニティ、環境への意識
	安全・衛生・安心	安全、衛生、消防・防災
	交通	交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全
	経済	経済波及、雇用、事業採算性

出典 東京都環境局（2016 年 6 月）「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」

以下に、公表済みの会場整備等において実施した環境影響評価の図書の状況と、外部有識者による東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会（事務局：東京都環境局）のこれまでの開催実績をまとめる。

表 環境影響評価の図書の状況

施設名称	図書公表日					
	実施段階環境アセスメント				フォローアップ	
	調査計画書	評価書案	意見見解書	評価書	計画書	報告書
新国立競技場（オリンピックスタジアム）	H26.3	H28.6	H28.8	H28.10	H28.10	
日本武道館	H26.3	H29.12	H30.2	H30.3	H30.3	

有明アリーナ	H26.3	H28.2	H28.4	H29.1	H29.1	H29.12
有明体操競技場	H26.3	H29.2	H29.5	H29.8	H29.8	
有明テニスの森	H26.3	H29.4	H29.6	H29.10	H29.10	
大井ホッケー競技場	H26.3	H29.4	H29.6	H30.1	H30.1	
海の森クロスカントリーコース	H26.3	H28.12	H29.2	H29.3	H29.3	
海の森水上競技場	H26.3	H28.2	H28.4	H28.7	H28.7	
カヌー・スラローム会場	H26.3	H29.3	H29.5	H29.6	H29.6	
アーチェリー会場（夢の島公園）	H26.3	H28.1	H28.3	H28.7	H28.7	
オリンピックアクアティクスセンター	H26.3	H28.2	H28.4	H28.10	H28.10	H29.12
馬事公苑	H28.6	H28.9	H28.11	H28.12	H28.12	H30.3
馬事公苑（その2）		H29.5	-	H29.8	H29.8	
武蔵野の森総合スポーツプラザ	H26.3	H27.3	H27.6	H27.8	H27.10	H29.8
選手村	H26.3	H27.3	H27.7	H27.12	H28.4	H30.3

表 東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会開催実績

年度	開催日		
平成 29 年度	○平成 30 年 2 月 20 日 ○平成 29 年 9 月 29 日 ○平成 29 年 7 月 14 日	○平成 30 年 2 月 16 日 ○平成 29 年 7 月 26 日 ○平成 29 年 5 月 26 日	○平成 29 年 12 月 22 日 ○平成 29 年 7 月 21 日 ○平成 29 年 5 月 22 日
平成 28 年度	○平成 29 年 3 月 29 日 ○平成 28 年 11 月 25 日 ○平成 28 年 9 月 1 日 ○平成 28 年 6 月 23 日 ○平成 28 年 5 月 13 日	○平成 29 年 2 月 24 日 ○平成 28 年 11 月 17 日 ○平成 28 年 8 月 30 日 ○平成 28 年 6 月 17 日 ○平成 28 年 4 月 27 日	○平成 29 年 1 月 25 日 ○平成 28 年 9 月 30 日 ○平成 28 年 7 月 8 日 ○平成 28 年 5 月 16 日
平成 27 年度	○平成 28 年 3 月 23 日 ○平成 27 年 10 月 26 日 ○平成 27 年 6 月 12 日	○平成 28 年 2 月 29 日 ○平成 27 年 10 月 5 日	○平成 28 年 1 月 20 日 ○平成 27 年 6 月 22 日
平成 26 年度	○平成 27 年 3 月 25 日	○平成 26 年 5 月 28 日	○平成 26 年 5 月 16 日

これまでも、大会を契機とした東京の持続可能性の向上に資することを目的に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメントを実施してきたところである。今後も、本運営計画を推進するにあたって活用するツールの一つとしての位置付けも考慮しながら、東京都は環境アセスメントに取り組むとともに、その予測・評価の結果に対する追跡調査であるフォローアップ調査を実施していく。

以下の「持続可能性に配慮した運営方針」において、組織委員会が持続可能な大会運営を行うにあたっての基礎となる考えを示すとともに、ISO20121 規格に則したマネジメントシステムを行うことを宣言する。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した運営方針

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は、「全員が自己ベスト」、「多様性と調和」、「未来の継承」の3つを基本コンセプトとし、史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とすることをビジョンとしている。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、この大会ビジョンを分野的、時間的、地域的な広がりすべてに反映させるための包括的な取組の一つに「街づくり・持続可能性」を位置付け、組織横断的な体制を構築することで、組織全体で持続可能性の取組をより向上させ、大会の成功に寄与する。

これらの取組にあたって、組織委員会は、持続可能性への責任、包摂性／利害関係者の参画、誠実性、透明性の4つの持続可能な発展の統治原則を掲げ、大会ビジョンとその概念を共有している。

これらにより、国際オリンピック委員会（IOC）の「オリンピック・アジェンダ 2020」の提言における「大会のすべての側面への持続可能性の導入」や、「IOC サステナビリティストラテジー」とも合致した持続可能な大会運営を実現する。

持続可能性に関する主要テーマと目標

組織委員会は、利害関係者のニーズ及び期待を踏まえ、法的及びその他の要求事項を遵守又は準拠しながら、持続可能性を構成する多様な要素に取り組みつつ、組織委員会が掲げる以下の5つの主要テーマに関する持続可能性への配慮に注力することで、取組の効果を最大限に高める。これらの取組により、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられる「持続可能な開発目標（SDGs）」に貢献する。

気候変動：「Towards Zero Carbon」（※検討中）

パリ協定を受け、世界が脱炭素社会を目指す中、協定がスタートする2020年に開催される東京大会において、その方向性・戦略を示し、脱炭素化の礎を築く。（※検討中）

資源管理：「Zero Wasting（資源を一切無駄にしない）」（※検討中）

資源をムダなく活用し、資源採取による土地の荒廃等や、廃棄による環境負荷を抑制する。（※検討中）

大気・水・緑・生物多様性等：「The City within Nature/Nature within the City（自然共生都市の実現）」（※検討中）

大会後のレガシーも見据え、大会の開催を通じて豊かな生態系ネットワークの回復・形成を図り、かつ快適

さとレジリエンスを向上させる新たな都市のシステムの創出に寄与する。(※検討中)

人権・労働、公正な事業慣行等への配慮：多様性の祝祭 ～誰もが主役の開かれた大会～

Celebrating Diversity ～The Most Inclusive Games Ever～

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の理念を大会が直接的に管理する範囲はもとより、それ以外についても発展的に適用し、人種や性的指向、障がいの有無等による差別等がなく、児童労働等を含めそれら課題について、間接的にも助長せず、助長していない場合であっても人権への負の影響を防止又は軽減するように努める大会を目指す。

参加・協働、情報発信（エンゲージメント）：パートナーシップによる大会づくり ～誰もが主役の開かれた大会～

United in partnership ～Most inclusive games ever～

持続可能性に配慮した大会の実現には、大会関係者の努力だけでなく、ボランティアや観客といった一般の方々の参加や協力が必要であることから、多くの方々の参加協働により誰もが主役の開かれた大会を創りあげていくため各種取組を推進する。

持続可能性の配慮に向けた方策

組織委員会は、以下の方策を通してこれらの目標の実現に努めていく。

- ・政府、東京都、その他の地方自治体、IOC、国際パラリンピック委員会（IPC）、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）、その他の各種団体との密な連携
- ・「街づくり・持続可能性委員会」における関連する分野の有識者や、公募等による多様な意見の尊重及び透明性の向上
- ・組織委員会のマネジメントへの持続可能性の統合
- ・持続可能性に配慮した調達の実施、並びに調達物品・サービス及びライセンス商品の製造・流通等に関するサプライヤー、ライセンサー及びそれらのサプライチェーンにおける持続可能性への適切な配慮の促進

組織委員会は、これらの目標を達成するために、各実施主体が責任を持って取り組む計画を定め、成果の監視及び評価並びに改善を継続して実施するとともに、定期的な報告を行う。また、持続可能性に関するマネジメントの方法についての継続的な改善や、適切な資源及び人材の投入、十分な教育の実施により、目標実現に向けて取り組んでいく。

レガシーの創出

「日本型持続可能社会」を持続可能性に関するレガシーのテーマとし、持続可能な大会運営を通じて次の5項目の達成に寄与する。

- ・持続可能な低炭素・脱炭素都市を実現する。
- ・持続可能な資源利用を実現する。
- ・水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境を実現する。
- ・人権・労働慣行等に配慮した社会を実現する。

- ・ 持続可能な社会に向けた参加・協働を推進する。

DRAFT